

文京区老朽家屋除却跡地利用検討会設置要綱

26文総危第8号平成26年5月28日区長決定
28文総危第197号平成29年2月8日区長決定

(設置)

第1条 文京区空家等対策事業実施要綱(26文総危第6号。以下「実施要綱」という。)に基づき、跡地の利用方法について検討を行うため、文京区老朽家屋除却跡地利用検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要綱第5条第2項に基づくこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた事項

(構成)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、都市計画部長の職にある者とし、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、都市計画部住環境課長の職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者とする。

(運営)

第4条 検討会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、事案に関係ある者に検討会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、都市計画部住環境課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画政策部企画課長
総務部副参事（法務担当）
総務部防災課長
区民部区民課長
都市計画部地域整備課長
土木部管理課長
土木部みどり公園課長